

福祉 2 - 1

不利益処分の内容	高齢者福祉手当の受給資格の喪失		
根拠法令及び条項	鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 3 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
高齢者福祉手当の受給資格は、受給者が条例第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかの要件に該当しなくなったときに喪失するが、具体的には、次の事項を判断して行う。			
1 日本国内に住所を有しなくなったとき。			
2 鳥取市内に住所を有しなくなったとき。			
3 死亡したとき。			
4 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護を受けたとき。			
5 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所の措置を受けたとき。			
6 公的年金等の受給年額の合計額が 30 万円以上となったとき。			

福祉 2 - 2

不利益処分の内容	障害者福祉手当の受給資格の喪失		
根拠法令及び条項	鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 3 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課、障がい福祉課	処 分 権 者	市 長
設 定 日			
処 分 基 準			
障害者福祉手当の受給資格は、受給者が条例第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の要件に該当しなくなった場合に喪失するが、具体的には、次の事項を判断して行う。			
1 受給者が日本国内に住所を有しなくなったとき。			
2 受給者が鳥取市内に住所を有しなくなったとき。			
3 受給者が死亡したとき。			
4 高齢者福祉手当を受給するようになったとき。			
5 障害の程度が国民年金法第 30 条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級の障害でなくなったとき。			
6 生活保護法に基づく生活保護を受けたとき。			
7 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業の施設に入所の措置を受けたとき。			
8 公的年金等の受給年額の合計額が 30 万円以上となったとき。			
変更日 平成 12 年 9 月 29 日			

不利益処分の内容	手当の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 7 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課、障がい福祉課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
高齢者福祉手当又は障害者福祉手当の支給停止は、条例第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合に支給停止となるが、具体的には、次の事項を判断して行う。			
1 高齢者福祉手当を受けている者の場合			
(1) 前年の所得が旧国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 6 条の 4 第 1 項に定める額を超えているとき。この場合において、「所得」とは、同施行令第 6 条に規定する「所得」とし、その額は、同施行令第 6 条の 2 の規定により計算された額とする。			
(2) 停止期間は、当該年の 8 月から翌年の 7 月までの期間とする。			
2 高齢者福祉手当を受けている者の配偶者又は扶養義務者で主として当該手当の支給を受けている者の生計を維持する者の場合			
(1) 前年の所得が、旧国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 5 条の 4 第 2 項に定める額を超えているとき。この場合において、「所得」とは、同施行令第 6 条に規定する「所得」とし、その額は同施行令第 6 条の 2 の規定により計算された額とする。			
(2) 停止期間は、当該年の 8 月から翌年の 7 月までの期間とする。			
3 障害者福祉手当を受けている者の場合			
(1) 前年の所得が、国民年金法施行令（昭和 61 年政令第 54 号）第 5 条の 4 第 2 項に定める額を超えているとき。この場合において、「所得」とは、同施行令第 6 条に規定する「所得」とし、その額は同施行令第 6 条の 2 の規定により計算された額とする。			
(2) 停止期間は、当該年の 8 月から翌年の 7 月までの期間とする。			
4 手当の支給を受けている者が所在不明の場合			
(1) 「所在不明」とは、条例第 9 条に規定する届出がなく、市長が住民票等の公簿により調査しても不明の場合をいう。			
(2) 停止期間は、所在不明の期間とする。			

福祉 2 - 4

不利益処分の内容	手当の不支給		
根拠法令及び条項	鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 7 条第 3 項		
担 当 課	長寿社会課、障がい福祉課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
高齢者福祉手当又は障害者福祉手当の不支給の決定は、第 7 条第 3 項に定めるところにより手当の額の全部又は一部について行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによるものとする。			
1 正当な理由なく第 9 条に規定する届出をしないときとは、次に掲げるときとし、当該届出がされるまでの間、手当の全額を支給しない。			
(1) 届出の督促をしたにもかかわらず、当該督促に指定した期日までに届出がなく、かつ、届出がないことについての弁明がないとき。			
(2) 所在が不明のため届出の督促又は所在の確認ができないとき。			
2 受給資格者が第 13 条に規定する命令に従わず、又は職員の調査に応じなかったときは、その故意又は悪意の有無及びその程度、理由の有無又はその内容その他を総合的に判断し、手当の支給の公平かつ適正な執行を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、その程度を勘案して 1 年の範囲内において定める期間について、手当の全額を支給しない。			

福祉 2 - 5

不利益処分の内容	公益上必要があるときの手当の不支給		
根拠法令及び条項	鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 11 条		
担 当 課	長寿社会課、障がい福祉課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
手当の支給が著しく公益に反する場合とは、受給者の福祉の増進を図る目的以外に使用する場合であり、具体的には、次に掲げる事由に該当した場合に行う。当該事由が停止するまでの間、手当の全額を支給しない。			
1 人命に危害を及ぼす行為に使用し、又はそのおそれがあることが相当程度に認められる場合			
2 公安又は風俗を害する行為に使用し、又はそのおそれがあることが相当程度に認められる場合			
3 集团的又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織に属している場合			

不利益処分の内容	手当の返還命令		
根拠法令及び条項	鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例第 12 条		
担 当 課	長寿社会課、障がい福祉課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者に対し、当該手当の返還を命ずることができるが、具体的には、次の掲げる場合に該当した場合に、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた額の範囲内において行う。			
1 虚偽の事実に基づき鳥取市外国人高齢者福祉手当支給申請書等を提出して手当の支給を受けた場合			
2 暴力、脅迫、賄賂等の手段を講じて手当の支給を受けた場合			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 9 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
センターの使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2－8

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
センターにおける行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2－9

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
センターにおける行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市老人憩の家の設置及び管理に関する条例第 4 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
憩の家における行為の中止命令等は、条例第 4 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 4 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、憩の家の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市高齢者創作交流施設の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
交流施設の使用の許可の取消し等は、条例第 6 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 6 条第 4 号に該当する場合は、交流施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

福祉 2－12

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市高齢者創作交流施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
交流施設における行為の中止命令等は、条例第 7 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、交流施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

福祉 2－13

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市佐治町屋内多目的広場の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
多目的広場の使用の許可の取消し等は、条例第 6 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 6 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 6 条第 4 号に該当する場合は、多目的広場の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

福祉 2-16

不利益処分の内容	延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市介護保険条例第 7 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
2,000 円以上の保険料を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に本条項等に規定する割合をもって日割計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。			
変更日 令和 3 年 4 月 1 日			

福祉 2-17

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市介護保険条例第 11 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 11 条の規定により、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき（同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、当該第 1 号被保険者に対し、10 万円以下の過料を科する。 ここで、「法第 12 条第 1 項本文の規定による届出」とは、法施行規則第 23 条、第 25 条及び第 29 条から第 33 条までに規定された届出であり、これに該当するに至った日の翌日から起算して 14 日以内に届出をする義務がある。 過料の賦課については、個々のケースごとに、この届出義務を知りながら届出を怠った場合及び当該事項について虚偽の届出を行った場合にその事実が判明し、確認したときに、その経緯、故意又は悪意の有無及びその程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市介護保険条例第 12 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 12 条の規定により、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科する。 過料の賦課については、個々のケースごとに、この提出義務を知りながら提出を怠った場合、その経緯、故意又は悪意の有無及びその程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市介護保険条例第 13 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 13 条の規定により、被保険者、第 1 号被保険者の配偶者若しくは第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。 過料の賦課については、個々のケースごとに、この提出義務を知りながら提出を怠った場合及び当該事項について虚偽の答弁を行った場合にその事実が判明し、確認したときに、その経緯、故意又は悪意の有無及びその程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。 なお、「文書その他の物件」とは、次に掲げるものとする。 1 被保険者の資格を証明した文書 2 医療機関、サービス提供事業者等が発行した文書及び物件 3 保険料に関する滞納処分のための当該滞納者に関する文書及び物件 4 その他資格、給付、保険料に関する文書及び物件			

福祉 2-20

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市介護保険条例第 14 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 14 条の規定により、偽りその他不正の行為により保険料及び条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。			
過料の賦課については、個々のケースごとに、この納入義務を知らながら偽りその他不正の行為により保険料及び条例に規定する過料の徴収を免れた場合にその事実が判明し、確認したときに、その経緯、故意又は悪意の有無及びその程度その他の情状を総合的に判断して行うこととする。			

福祉 2-21

不利益処分の内容	使用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第 13 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 13 条に規定する使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は退去させることができるものであるが、具体的には、次の事項を判断して行う。			
第 1 号関係（この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。）			
1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害した場合			
2 施設、設備、備品等を破損し、又は滅失した場合			
3 他人に迷惑を及ぼした場合			
第 2 号関係（この条例の規定に基づく処分に違反したとき。）			
条例第 5 条第 2 項に基づく処分に従わなかった場合など			
第 3 号関係（使用の許可条件に違反したとき。）			
1 指定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙した場合			
2 許可を受けずに壁、柱等に貼紙、釘打ち等をした場合			
3 許可を受けずに館内で物品を販売した場合			
4 会合者又は入館者の迷惑になるような行為をした場合第 4 号関係（その他管理上不相当と認め			
たとき。）			
(1) 職員の指示を守らない場合			
(2) センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために支障があると認められる場			
合			
変更日 平成 12 年 4 月 1 日			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第 14 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
センターにおける行為の中止命令等は、条例第 14 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 14 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 14 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例第 12 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
ふれあい会館の利用の許可の取消し等は、条例第 12 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 12 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 12 条第 4 号に該当する場合は、ふれあい会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

福祉 2－24

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の設置及び管理に関する条例第 13 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
ふれあい会館における行為の中止命令等は、条例第 13 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 13 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 13 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、ふれあい会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

福祉 2－25

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
湯谷荘の利用の許可の取消し等は、条例第 11 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 第 11 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 第 11 条第 4 号に該当する場合は、湯谷荘の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
湯谷荘における行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。			
3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、湯谷荘の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例第 13 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 13 条第 1 号から第 3 号までのいずれかの規定に該当した場合で、介護老人保健施設事業の実施に支障となる場合に行う。			